

○神戸市男女共同参画審議会規則

平成15年 7 月 9 日

規則第24号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市男女共同参画の推進に関する条例（平成15年3月条例第57号）第22条第7項の規定に基づき、神戸市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 事業者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要があると認める者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会に関する事務を処理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会は、審議会の議決により付議された事項について調査審議し、その経過及び結果を審議会に報告する。

3 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

5 第3条第3項及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第6条 審議会又は前条の部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、主管局において処理する。

(施行細目の委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成15年7月10日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第121号）抄

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第101号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第82号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。